

特定非営利活動法人 曾木まちづくり協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 曾木まちづくり協会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県土岐市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、曾木地区内や他地区の人々との交流をはかり、自然と共生する癒しのまちづくりに関する事業を行うことによって、そこに住む人働く人や、周囲の人々が元気に暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 各種保健、福祉サービスの提供を支援する事業
 - ② まちづくり活動に関する事業
 - ③ まちづくりに関するイベントの支援事業
 - ④ 自然を守り、生活環境を保全する事業
 - ⑤ 防犯活動を支援する事業
 - ⑥ 子どもと大人の交流と体験活動を支援する事業
 - ⑦ 地元産品等の販売と地元産食材等を活用して提供する飲食事業
 - ⑧ 景観の整備事業
- (2) その他の事業
 - ① その他物品販売事業